

「特定重要公文書の利用請求に対する処分に係る審査基準」について

1 概要

公文書館が、公文書管理条例（以下、「管理条例」という。）第 17 条第 1 項に基づく特定重要公文書の利用請求に対し、同条第 2 項以下に規定する利用制限事項等に照らし、その全部又は一部の利用を認める、又は全部の利用を認めない旨の決定を的確に行うための基準を定めることとする。

2 「審査基準」策定の基本的な考え方

管理条例の利用制限事項と情報公開条例の非公開情報を比較すると、下表のとおり、大部分は、同内容のものが制限（非公開）されているが、一部、情報公開条例のみで非公開とされるもの、管理条例のみで利用制限されるものが存在する。

このため、基準の策定に当たっては、本市の「札幌市情報公開条例の解釈及び運用基準」（平成 12 年 3 月 31 日助役決裁・最近改正平成 18 年 3 月 28 日副市長決裁）を基本とする。また、情報公開制度と異なる点については、本市の管理条例が公文書管理法に準拠していることから、公文書管理法にもとづき基準を定めている国立公文書館を参考に同様の基準とする。（大阪市等の先行自治体においても、同様に基準を策定している。）

類型	利用制限事項（非公開情報）
① どちらの条例でも制限（管理条例では、時の経過を考慮）	1 個人情報 2 法人等情報 3 公共安全情報 4 事務事業遂行情報の一部 5 法令秘情報
② 情報公開条例でのみ非公開	4 事務事業遂行情報の一部 6 審議・検討・協議情報
③ 管理条例でのみ制限	7 寄贈・寄託者の意向 8 原本の破損・汚損の恐れ

※ 詳細については、裏面の対比表を参照

公文書管理条例の利用制限事項と情報公開条例の非公開情報の比較表

利用制限事項・非公開情報	公文書管理条例	情報公開条例
<p>1 個人情報</p> <p>個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもので、次に掲げる情報以外のもの</p> <p>ア 法令、他の条例、慣行により公にされている(予定されている)情報</p> <p>イ 人の生命や財産等を保護するため、公にすることが必要な情報</p> <p>ウ 公務員等の職務の遂行に係る情報</p>	17条2項1号ア	7条1項1号
<p>2 法人等情報</p> <p>法人又は事業を営む個人に関する情報であって、次に掲げるもの(人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報を除く)</p> <p>ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報</p>	17条2項1号イ	7条1項2号
<p>3 公共安全情報</p> <p>公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報</p>	17条2項1号ウ	7条1項3号
<p>4 事務・事業遂行情報</p> <p>市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるもの</p> <p>オ アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの</p> <p>カ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、公にすることにより、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの</p>	<p>17条2項1号エ(ア)</p> <p>該当なし (利用制限なし)</p> <p>17条2項1号エ(イ)</p>	<p>7条1項5号ア</p> <p>7条1項5号イ</p> <p>7条1項5号ウ</p> <p>7条1項5号エ</p> <p>7条1項5号オ</p>
<p>5 法令秘情報</p> <p>法令や他の条例、国の機関の法律上の指示等により、公にすることができないと認められる情報</p>	17条2項1号オ	7条1項6号
<p>6 審議・検討・協議情報</p> <p>市、国、他の地方公共団体等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、次に掲げるもの(人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報を除く)</p> <p>ア 不服申立ての審査等の紛争処理に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれると認められるもの</p> <p>イ 公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え、又は不当に不利益を及ぼすと認められるもの</p>	該当なし (利用制限なし)	7条1項4号
<p>7 寄贈・寄託者の意向</p> <p>その全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に実施機関以外のものから寄贈・寄託されたもので、当該期間が経過していない場合</p>	17条2項2号	該当なし
<p>8 原本の破損・汚損の恐れ</p> <p>・原本を利用に供することにより、破損、汚損するおそれがある場合</p> <p>・修復作業等のために当該原本を現に使用している場合</p>	17条2項3号	該当なし

※1～5について、公文書管理条例では、作成又は取得されてからの時の経過を考慮し、利用の制限を行わない場合もあり得る。

【参照条文】

札幌市公文書管理条例（抜粋）

（特定重要公文書の利用請求及びその取扱い）

第17条 何人も、この条例の定めるところにより、第14条第3項の目録の記載に従い、市長に対して特定重要公文書の利用の請求（以下「利用請求」という。）をすることができる。

2 市長は、利用請求があったときは、次に掲げる場合を除き、当該利用請求に応じるものとする。

(1) 当該特定重要公文書に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(ア) 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

(イ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(ウ) 公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。）の職務の遂行に係る情報（当該情報が当該公務員等の思想信条に係るものである場合で、公にすることにより、当該公務員等の個人としての正当な権利を明らかに害すると認められるときは、当該公務員等の職、氏名その他当該公務員等を識別することができることとなる記述等の部分を除く。）

イ 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(ア) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

(イ) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ウ 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪

の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報

エ 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、次に掲げるもの

(ア) 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報であつて、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの

(イ) 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、公にすることにより、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの

オ 法令若しくは他の条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報

(2) 当該特定重要公文書がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に実施機関以外のものから寄贈され、又は寄託されたものであつて、当該期間が経過していない場合

(3) 当該特定重要公文書の原本を利用に供することにより当該原本を破損し、若しくは汚損するおそれがある場合又は市長が修復作業等のために当該原本を現に使用している場合

3 市長は、利用請求に係る特定重要公文書が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定重要公文書が作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定重要公文書に第8条第3項又は第12条第5項の規定による記録がされ、又は意見が付されている場合には、当該記録又は意見を参酌しなければならない。

4 市長は、第2項第1号又は第2号に掲げる場合であっても、同項第1号アからオまでに掲げる情報又は同項第2号に規定する条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除くことにより、利用請求の趣旨が損なわれることが明らかであるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)

第18条 市長は、前条第2項第1号アの規定にかかわらず、同号アに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定重要公文書について利用請求があつた場合において、本人であることを示す書類で市長が定めるものの提示又は提出があつたときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定重要公文書につき同号アに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

【参照条文】

札幌市情報公開条例（抜粋）

（実施機関の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。）の職務の遂行に係る情報（当該情報が当該公務員等の思想信条に係るものである場合で、公にすることにより、当該公務員等の個人としての正当な権利を明らかに害すると認められるときは、当該公務員等の職、氏名その他当該公務員等を識別することができることとなる記述等の部分を除く。）

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報

(4) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、次に掲げるもの。

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 不服申立ての審査、あっせん、調停その他これらに類する紛争処理に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれると認められるもの

イ 公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え、又は不当に不利益を及ぼすと認められるもの

(5) 市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの

ウ 調査研究に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

エ 人事管理に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

(6) 法令若しくは他の条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報

(公文書の一部公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。ただし、当該非公開情報に係る部分を区分して除くことにより公開請求の趣旨が損なわれることが明らかであるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。